

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 13 日現在

機関番号：32675

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2015

課題番号：24730089

研究課題名(和文)再建型倒産手続一本化と担保権の取扱いに関する試論

研究課題名(英文) Treatment of secured creditors under the integrated corporate reorganization procedure

研究代表者

倉部 真由美 (KURABE, Mayumi)

法政大学・法学部・教授

研究者番号：20367965

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：わが国では、再建型倒産手続として民事再生手続と会社更生手続の2つが設けられているが、これらの手続では、担保権の取扱いが異なる。すなわち、民事再生手続では別除権として扱われ、会社更生手続では更生担保権として扱われる。

本研究は、仮にこれらの再建型倒産手続を一本化した場合に、担保権をいかに処遇すべきかというグランドデザインの構築を目的とした。具体的には、それぞれの手続における担保権の取扱いの問題点を検討し、一本化した場合のモデルの提示、さらに、仮に一本化が適切ではないという帰結に至った場合にも、見直しが必要な点を明らかにした上での、解釈論ないし立法論を展開するべく検討を行った。

研究成果の概要(英文)：This research has two purposes: one is to examine the possibility of integration of the two reorganization procedures under the two acts in Japan; Civil rehabilitation Act and Corporate Reorganization Act, and the other is to examine how to treat the rights of secured creditors under the integrated reorganization procedure.

研究分野：倒産法

キーワード：再建型倒産手続と担保権 担保権実行中止命令 担保権消滅制度 別除権協定

1. 研究開始当初の背景

(1)本研究における問題意識

わが国では、再建型倒産手続として民事再生手続と会社更生手続の二つが並存している。本研究では、仮に再建型倒産手続を一本化した場合に、あるべき担保権の取扱いを検討することを目的としている。かかる研究をする背景には、民事再生手続と会社更生手続の近接および民事再生手続と会社更生手続における担保権の取扱いの諸問題がある。後者は具体的に、-1 会社更生手続における担保権の保護の不十分さ、-2 民事再生手続における別除権構成の問題点および-3 担保権消滅許可制度における目的物の価額の評価基準見直しの必要性が挙げられる。

近時の民事再生手続と会社更生手続の近接

民事再生手続では DIP 型が採用されており、従前の債務者は再生債務者として財産管理処分権と業務遂行権を維持する。他方、会社更生手続では更生管財人が必ず選任され、更生管財人が財産管理処分権・業務遂行権を掌握する。このように両手続では、従前の債務者の手続中の地位と権限が異なる。しかしながら、近時、東京地裁民事 8 部を中心に、会社更生法 67 条 3 項と一定の条件を満たす場合には、従前の取締役も更生管財人に選任しうるとするいわゆる「DIP 型」の運用が注目を集めている（難波孝一ほか「会社更生事件の最近の実情と今後の新たな展開 債務者会社が会社更生手続を利用しやすくするための方策：DIP 型会社更生手続の運用の導入を中心に」NBL895 号 10 頁以下（2008 年）参照）。もっとも従前の取締役が更生管財人に選任されるということは、善管注意義務を負うのであり、従前のまま自由に財産管理処分権を維持できるわけではないという点では、民事再生手続の DIP 型とは異なる。しかし、それでもなお従前の取締役が更生管財人として手続主催者になることができるので

あり、その意味では、民事再生手続と会社更生手続の近接が見られるといえる。

民事再生手続と会社更生手続における担保権の取扱いの諸問題

-1 会社更生手続における担保権に対する保護の不十分さ

会社更生手続において担保権は更生担保権として扱われ、手続開始時より権利行使は禁止され、更生計画中で権利変更の対象にもなり得、計画に従って弁済を受けることになる。また、手続開始申立から開始決定までの間も、所定の要件を満たせば、裁判所により担保権実行中止命令や包括的禁止命令が発令される場合がある。このように、更生手続中の担保権は手続的にも実体的にも制約される。しかしながら、これらの制約に対して十分な保護や補償がなされているかという点と疑問の余地がある。すなわち、権利実行の禁止という手続的な制約については、担保権実行中止命令や包括的禁止命令が発令されることにより、担保目的物の減耗や減価が生じた場合であっても、目的物の評価基準時が手続開始決定時とされているために、十分な補償をする手当ては用意されていない。また、反対に手続開始後に目的物の価値が上昇することがあっても、上昇した価値を踏まえた評価をすることは考えられていない。さらに、更生担保権付の更生債権も更生計画における権利変更の対象となり、また、計画による弁済を受けることになるが、手続開始から弁済期までの利息はカットされる。実務においては、更生担保権付の更生債権自体をカットするという事は多くないようであるが、それでも、利息の支払もなく、計画中の弁済期の到来まで待つことには、何らかの手当てが必要なのではないか。このように更生担保権の取扱いについては、手続的にも実体的にも相当の制約があるにもかかわらず、これらに対する保護や補償は十分であるとはいえない。

-2 民事再生手続における別除権構成の問題点

民事再生手続では、別除権として扱っているが、別除権協定のもとに、一般債権者への情報の開示が不十分なまま、担保権者に相当有利な条件で協定が締結される余地ある。倒産手続が、すべての利害関係人の関与の下に利害調整をするフォーラムであるとするれば、一般債権者が担保権の取り扱いをモニタリングするコストも、担保権者が手続外で交渉するコストも削減することができ、かえって効率的な手続ということもできるのではない。

-3 担保権消滅許可制度における目的物の価額の評価基準見直しの必要性

民事再生手続と会社更生手続のいずれにおいても担保権消滅許可制度がおかれているが、目的物の評価基準は、共通して「処分価格」とされている。別除権構成をとっている民事再生手続では、担保目的物を処分価格で評価する一方、更生担保権として担保権を手続に取り込む会社更生手続では、更生手続中は「時価」の評価基準を採用しているにもかかわらず、担保権消滅請求の場合には「処分価格」で評価されることとなっており、齟齬が生じている。担保権消滅請求は、担保権者から目的物の換価時期選択権を剥奪する制度であるにもかかわらず、それに対する補償が十分ではないといえる（この点を分析する先行研究として、瀬下博之「担保付債権と担保権消滅請求制度の活用可能性」企業と法創造 7 巻 1 号 63 頁 2010 年（早稲田大学グローバル COE《企業法制と法創造》総合研究所）。このように考えると、民事再生手続と会社更生手続を通じて担保権消滅許可制度における目的物の評価基準として「処分価格」が妥当であるのか、会社更生手続においては、手続中の更生担保権の評価基準である「時価」評価との齟齬はどのように説明されるのかが問題である。

2. 研究の目的

本研究では、1. において提示した問題状況を踏まえて、仮に再建型倒産手続を一本化した場合に、あるべき担保権の処遇というグランドデザインの構築を目的とした。また、これに加えて、担保権の評価、実行中止、担保権消滅許可の各局面において一貫して保護されるべき担保権の価値とこれが害された場合の保護・補償のあり方という各論も提示することも目的としていた。さらに、仮に一本化が適切ではなく現行の二つの手続の並存が望ましいという帰結に至った場合でも、担保権の取扱いの見直しが必要な点を明らかにし、解釈論ないし立法論を展開する。

3. 研究の方法

本研究では、まずアメリカにおいて、1978 年連邦倒産法において再建型倒産手続が一本化された際の担保権の取扱いをめぐる議論状況を明らかにする。次に、倒産手続の一本化を図ったドイツ倒産法を対象とし、手続を一本化するという制度設計により担保権の取扱いにどのような変化がもたらされたのか、また、現在の担保権の取扱いをめぐる議論状況はいかなるものであるのかを明らかにする。さらに、わが国において会社更生法が最初に制定された当時、担保権を構成担保権として扱うことについて、いかなる議論がなされていたのか、立法の経緯を明らかにしたい。立法資料によると、司法上の政策的な判断であったと説明されている（例えば、三日月章『会社更生法研究』（有斐閣、1970 年）240 頁）。司法的政策判断であったとすれば、経済状況が異なる現在においてもなお現行の会社更生法における担保権の取扱いが妥当なものであるといえるのか、問題点を抽出していくことにする。

4. 研究成果

公表に至った研究成果のうち、学会報告及び雑誌論文では、-3の点に関し、アメリカにおいて、1978年に連邦倒産法が改正される以前に存在した1938年のチャンドラー法において、会社更生手続に類似した第X章手続と民事再生手続に類似した第XI章手続が並存していたところ、1978年連邦倒産法に改正された際に、再建型倒産手続はChapter 11に統合される過程で、担保権の実行を中止する必要性が高まり、かかる制度を置いていなかった第XI章手続においても、裁判所の運用によって担保権実行中止命令が発令されるようになった経緯に着目した。とくに、わが国において、集合債権譲渡担保・集合動産譲渡担保、さらにABLが活発に利用され、担保権実行中止命令発令の必要性と発令された場合の担保権の補償や保護の必要性のバランスを図るという問題意識から、整理、検討をし、日本法への示唆を得た。

図書では、破産法、民事再生法、および会社更生法のいわゆる倒産三法に共通して定められている担保権消滅制度は、それぞれ目的と要件を異にしていることに着目し、これらの制度はそれぞれ独立の制度であると考えられるのか、それとも、要件は異なっても、これらを統一的に説明しうる共通理論が存在するのか問題意識から、倒産三法を通じた担保権消滅制度の共通理論を模索した。そして、これを踏まえて、担保権消滅制度の要件と効果について検討を加えた。その結果、倒産手続を包括執行と捉え、担保権消滅を介入権と捉えることで一応の説明がつくこと、しかし、民事再生手続における担保権消滅の位置付けが最も特殊であり、それは、担保権を別除権と位置付けたことと担保権消滅を導入したことの両方の背景に政策的な配慮があったことに起因することが明らかとなった。

図書では、再建型倒産手続において、担

保権実行を制約する保全処分が発令された場合に、ABLの特徴である担保目的物の新陳代謝、それゆえの担保目的物の減価に着目し、アメリカ連邦倒産法における自動的停止と適切な保護を参考に、担保権の保護と補償のあり方を検討した。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

倉部 真由美、民事再生手続における担保権の処遇に関する一試論、民訴雑誌、査読無、59巻 234-243頁、2013

〔学会発表〕(計 1 件)

倉部真由美、民事再生手続における担保権の処遇に関する一試論、2012年5月19日、日本民事訴訟法学会、京都大学(京都府・京都市)

〔図書〕(計 2 件)

倉部 真由美他、佐藤鉄男・松村正哲編、担保権消滅請求の理論と実務、民事法研究会、2014、30-46頁

倉部 真由美他、池田真朗・中島弘雅・森田修編、動産債権担保 比較法のマトリクス、商事法務、2015、133-152頁

6. 研究組織

(1)研究代表者

倉部 真由美(KURABE, Mayumi)

法政大学・法学部・教授

研究者番号：24730089